栃木県産業再生委員会運営要領 (案)

1 運営体制

(1) 諮問に対する答申

委員会は、知事の諮問を受け、具体的な方策について調査・検討を行い知事に答申する。

また、会議ごとに知事に意見を述べることができる。

(2) 部会

専門的な審議を機動的に行うため、必要に応じて栃木県産業再生委員会条例第8条 に定める部会を設置することができる。

(3) 現地調査

委員会は、県内産業の振興に係る現地調査を行うことができる。

(4) オブザーバーの設置

委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 会議の公開

会議は、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第7条第1項の規定に基づき 公開することを原則とする。

また、公開に必要な事項は、「栃木県産業再生委員会の会議の公開に関する規程」に定める。

3 公印

委員会の公印の作成及び管理に必要な事項は、「栃木県産業再生委員会公印規程」 に定める。

付 則

この要領は、平成16年8月4日から施行する。